

平成24年度 第5回経営協議会議事要旨

日 時 平成24年10月31日（木） 15時00分～16時40分
場 所 医学部中会議室（I）
出席者 （学外委員）井田委員，大平委員，沖田委員，川村委員（Web 会議），
中尾委員，指山委員
（学内委員）佛淵学長，瀬口委員，中島委員，岩本委員，宮崎委員，
鈴木委員，稲岡委員
欠席者 古川委員

- ・ 議事に先立ち，学長から，平成24年度第3回及び第4回経営協議会（いずれも持ち回り審議）の開催について謝辞があった。また，第4回の議事要旨の確認について依頼があった。

【 審議事項 】

（1）国立大学法人佐賀大学職員給与規程の一部改正について

学長から，本件について，全学教育機構副機構長と産業医を職務付加手当の支給対象とすることに伴い，所要の改正を行う案件である旨の説明があった。

次いで，岩本理事から，改正の概要及び平成24年10月5日開催の人事制度委員会で審議・了承，及び10月10日開催の役員会で協議・了承されている旨，また，本会議後，直近の役員会で審議決定した日から施行し，全学教育機構副機構長については平成24年4月1日から，産業医については平成24年10月1日から適用する旨等の説明があり，審議の結果了承された。

（2）その他

特になし。

【 報告事項 】

（1）美術館設置に関する進捗状況について

学長から，平成25年9月末に完成予定である佐賀大学美術館について，その完成予想図を基に，現在の進捗状況の説明があった。また，美術館設置に関する寄附について，本学同窓会や各種団体等への依頼状況について

報告があり、今後とも本寄附についての御理解と御協力をいただきたい旨の依頼があった。

- (2) 平成23事業年度に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について
学長から、本件は、平成23事業年度に係る業務の実績に関する評価結果（原案）に対する意見の申立についての案件である旨の説明があった。

次いで、岩本理事から、平成24年6月末に本学から提出していた業務の実績に対し、8月8日に国立大学法人評価委員会のヒアリングを受け、その評価結果（原案）について、事前に意見照会があったものである旨の説明があった。また、今回は、評価結果の記載方法に、3点の変更点があること、本学は「業務運営・財務内容等の状況」に係る4項目の評価は全て「順調」であること及び本学として注目される事項について説明があった。さらに、評価結果に対する申立について、軽微な字句の修正はあるが、重大な事実誤認等は現時点では見当たらないため、「意見の申立は行わない」旨が10月10日開催の役員会において審議・了承され、国立大学法人評価委員会へ10月16日に回答した旨と、11月7日の国立大学法人評価委員会総会にて評価結果が確定する旨の報告があった。

- (3) 経済学部改組について

学長から、本件は、平成24年8月6日付けで、第3回経営協議会（持ち回り審議）に諮った案件である旨の説明があった。

次いで、岩本理事から、経済学部改組についてのこれまでの経緯、また、平成24年8月17日の大学設置・学校法審議会で審議され、平成24年8月20日付けで、結果通知のとおり承認されたこと、一部設置についての要望意見があったが、本省との協議を終え、9月11日付けで設置報告書を提出済みであること、入学定員削減に伴う運営費交付金への影響額及び授業料減収額についても、大学全体として影響はないこと等の説明があった。

また、改組の概要、教育課程の特色等について、九州各県の教育庁や高等学校等を訪問し、説明を行っていく旨の報告があった。

- (4) インセンティブ給与の支給実績について

学長から、本件は、附属病院勤務医師等の処遇改善を図るため、平成24年度上半期インセンティブ手当として給与支給を措置するものである旨の説明があった。

また、本件の趣旨・背景についての説明があり、前年度同様、今年度も上半期、下半期の2回に分けて実施する旨、前年度の支給実績や効果などから、支給項目、支給対象、支給基準などの見直しを行う旨、必要な財源

は病院収入から捻出し、総人件費において、平成23年度の水準を上回らないように努める旨の報告があった。

(5) 平成23事業年度財務諸表の承認について

学長から、本件は、平成24年6月27日付けで提出した、平成23事業年度財務諸表について、9月26日付けで文部科学大臣から承認通知があったものである旨の報告があった。

(6) 平成25年度国立大学法人佐賀大学運営費交付金概算要求額（文部科学省）の概要について

学長から、本件は、本学の平成25年度概算要求事項のうち、文部科学省から財務省への要求事項として認められた事業等に関するもので、運営費交付金予定額は総額103億円（対前年比3億円減）であるが、本要求額には重点要求額も含まれているため、政府案においては減額となる場合がある旨、主な増減要因は給与改定臨時特例法の影響等である旨、また、特別経費の新規プロジェクト分で3件及び基盤的設備等整備の更新で1件が認められたことなどについて報告があった。

また、平成25年度国立大学法人佐賀大学施設整備費要求事項について、文部科学省から財務省への平成25年度国立大学法人等施設整備概算要求事業の報告があった。

さらに、赤字国債発行法案に関する本学の対応状況について、法案が成立しない中、執行抑制が求められているところであるが、本学においては、金融機関からの借り入れ無しで対応が可能であること、また、今後、学内で補正予算を編成したいと考えているが、国の対応が見えない状況であるため、不確定要素が多く、大まかな枠としてしか作成出来ていない。決まり次第、経営協議会に持ち回り審議にて諮ることになるが、よろしく対応願いたい旨の依頼があった。

(7) 佐賀大学役職員宿舍整備計画について（中間報告）

学長から、本件について、本学が保有している世帯用宿舍256戸のうち、大和町宿舍の3号棟・4号棟を除く214戸について、一部取り壊しも含め、順次改修を行っていく予定である旨や留学生宿舍用にシェアできる作りに改修すること及びその財源等について説明があった。

また、入居者への配慮を含む、今後の対応・スケジュール等について、今後確定次第、報告する旨の発言があった。

(8) 大学改革実行プランの対応状況について

学長から、本件は、6月5日に文部科学省が大学改革実行プランを公表

した後、6月25日開催の経営協議会で対応状況を報告したところであるが、本学は、7月10日に各学部・研究科にミッションの再定義の基礎資料等作成を依頼し、7月に神集島研修所で役職員による勉強会を実施、また、学長と各学部・研究科との意見交換や根拠資料に基づいた特色、強みの作成等、全国的にみても先駆的な取り組みをおこなっている旨の報告があった。

(9) その他
特になし。

【意見交換】

◎『附属病院の役割と現状』について

宮崎附属病院長から、「附属病院の役割と現状」をテーマとして意見交換をおこなうにあたり、以下のような説明があった。

附属病院の役割は、教育・研究・診療という3本柱を生かし、地域医療への貢献を果たすことであり、各県に設置された国立大学病院は各地域の最後の砦として、地域医療を支えていかなければならないという重要な役割を担っている。しかしながら、国立大学病院には不採算医療が集約されていることもあり、赤字経営の割合が高く、多くの病院が大学本部の補填を受けている状況にある。そのような中、本学の附属病院は優良経営を継続しており、他大学からも注目を受けている。

附属病院は現在再整備を進めているが、概算要求が認められて以降、後年度負担をできるだけ軽くするため、再整備費の一部を自己資金で賄うために必要な資金を毎年度計上してきた。今年度、自己資金の目標額を達成したところだが、具体的に導入機器を検討したところ、全てを揃えるには新たに借入金が必要な見込みとなってしまった。全ての機器を導入した場合、数年後に迎える借入金償還のピークが当初予想より高額となり、万一この時期に診療報酬制度の引き下げ改定が行われれば、病院経営が赤字へと転落する可能性があるとの予測が出ている。そのリスクを回避するため、病院経営に関する指標を毎月分析し、増収に向けた各種の改善、努力を行っているところである。現在のところ、こうした改善の成果もあり、平成22年度、平成23年度ともに、全国立大学病院の中で最も優良な経営を行っているとの評価を受けることができた。

また、附属病院では医師以外に医師の3倍もの各種専門スタッフが働いているが、人件費削減の影響により、多くの職種が非常勤職となってしま

い、優れたスタッフの確保が困難な状況にある。そのため、附属病院では独自の人事制度改革を進めている。

本学の附属病院は「患者・医師に選ばれる病院を目指して」という理念のもと、地域医療への貢献、良き医療人の養成、高度医療技術の開発研究を目標としている。医療人としての「使命感」をどのように醸成するのか、その環境をどう整備するかを検討中である。

このほか、地域医療の崩壊を防ぐために、総合内科医をできるだけ多く配置したいと考えている。また、小児科の患者は、全てが救急患者である。特に夜間の小児救急を体験することで、良い小児科医が養成できると考え、この分野の育成にも現在注力しているところである。

国立大学病院と他の病院を比較すると、長時間、過重労働にもかかわらず低い報酬という逆転現象が起こっており、このままでは、医療の最後の砦たる国立大学病院がその機能を維持できなくなってしまう。こうした状況を受け、中央社会保険医療協議会の委員から医療スタッフの処遇改善を求める要望書が提出されており、本学附属病院でもインセンティブを初めとする人事制度改革を行っている。今後も機能維持、向上に努めていきたいと考えている。

最後に、附属病院では医療人養成のための様々な取組を行っているが、何より患者からの「ありがとう」の一言こそが、医師のやりがい、達成感、使命感を醸成するということを伝えたい。

このほか、附属病院が佐賀県の医療制度のシンクタンク構想、優良経営の一因としての寄附講座獲得、臨床研修マッチングのランキングの大幅上昇等が報告があり、最後に、再整備後の新病院イメージCGが上映された。

次いで、意見交換を行い、委員から次のような意見等が出された。

(●は学外委員の意見等、○が学内委員の説明等)

○ 附属病院の存在は、まさに、COC (Center of Community) の考えであらうと思う。その地方になぜ大学が必要か。予算規模からして、附属病院が倒れると大変なことになる。現在は、良好な経営が出来ているが将来に危惧がない訳ではない。

● 佐賀県の医療が大変よくなっている現状に感謝している。今年4月に出された医療制度改革では、今後、少子高齢化社会を見据えた社会が求められると言われている。地域の老人問題や看護師・職員の不足問題な

どを踏まえ、大学として附属病院の使命はどうあるべきかと考えるところである。

- 2025年問題として、65歳以上の人口増加があり、75歳以上の後期高齢者医療が増えること、急性期医療の病院は小さくなるであろうこと、将来、50万人は病院で死ねない状況になるだろうとの予測があるため、厚生労働省は、在宅医療の充実を目指しており、慢性期医療機関が不足すると思われる。本学としても、佐賀大学附属病院の役割をシフトしていくべきと考えている。老人でも受けられる医療体制であったり、運動機能の維持、認知症も問題である。10年後の大学が目指すべきは、地域医療となるだろう。
- 老人医療は、現在、民間に委託している状況であり、医療費をどう扱うか、問題であろう。
- 医療の連携と役割分担が重要であると考えている。全体の医療費を削減することが重要で、大都市では無理であろう。比較的、佐賀県はやりやすいのではないかと思う。
- 最近の若い医者を見ると、聴診器もあてないし、触診もしない。機械に頼っている現状である。医者の原点にかえるべきである。
- 最近では、薬学部で、医学を2年間教えている。厚生労働省は、将来、薬剤師を地域医療へ役立てることを考えているのだろう。
- 附属病院がこれだけすごいということを理解する機会が、学内でも少ないと感じる。情報を共有できればと思う。
- 日本医療界の名医や病院ランキングは興味が高い。佐賀大学医学部附属病院の凄さを佐賀県民も知らないと思う。もっとアピールすべきだと思う。
- 現状認識として、適格に捉えられていると思う。附属病院にエールを送りたい。さらに期待するのは、病気は“気”の部分があるので、病気を治すのは、心を治すものだと思ってほしい。
- 将来のよい後継者を育てること。佐賀県の中核医療としてどうするか。今後、地方の財政に負担がくる。健康医療をいかに伸ばすか。予防医学

というか、介護医療と最先端医療、両立が必要と思う。

- 最終的な目標は、「この街に住んでよかった」である。そのため、健康教室の立ち上げ等を行うなど地域へ循環させていきたい。
- 大学病院の存在意義がクリアに定義されており、改めて素晴らしさを認識した。
- 学生のボランティア活動も地域としては、大変必要なものである。是非、今後も学生らが活動を継続してくれるよう、大学として協力・援助をお願いしたい。
- 教員にはプロジェクト研究所を立ち上げ、事務職員には、事務系職員クラブを立ち上げ活動を開始したところである。教職員の自主的活動に今後大いに期待していきたい。

以 上